

紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和5年3月22日
告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、経済的不安の軽減を図り、若年世帯の定住促進及び少子化対策の強化に資することを目的として、当該者に対し予算の範囲内において、紀美野町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす夫婦の一方に対し交付するものとする。

- (1) 婚姻の届出後、夫妻ともに本町の住民基本台帳に記録されており、現に町内において生活を営んでいること。
- (2) 婚姻の届出後1か年以内に第4条第1項に規定する補助金認定申請を行い、同条第2項に規定する認定の通知又は第6条に規定する交付決定の通知を受け、当該婚姻を継続していること。
- (3) 夫婦ともに婚姻日における年齢が49歳以下であること。
- (4) 夫婦及び同一世帯に属する者が、紀美野町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 夫婦及び同一世帯に属する者が、紀美野町税を滞納していないこと。
- (6) 夫婦ともに過去に本告示による補助金（他の地方公共団体による同趣旨のものを含む。以下同じ。）を受けたことがないこと（申請する夫婦と同一の夫婦が過去に受けた本告示による補助金の交付決定額の合計が30万円に満たない場合を除く。）。

(補助金の対象経費等)

第3条 補助金は、結婚に伴う新生活に係る経費のうち、次に掲げる経費を対象とする。

- (1) 結婚を機に新たに居住の用に供するための賃貸住宅（補助金の交付を申請する日までに当該住宅の所在地を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第4章又は第4章の3に定める届出が行われたものに限る。）の借り受けに係る家賃及び共益費並びに敷金、礼金及び仲介手数料
- (2) 前号に規定する住宅への転居であって自己又はその配偶者に係るものに要する費用

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に規定する住宅について住宅手当その他これに類する金銭（以下「住宅手当等」という。）が支給されているときは、当該住宅手当等に係る部分は、補助金の対象としない。

3 補助金の額は、第1項各号に掲げる経費の実支出額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を上限とする。

(交付対象者の認定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前年度に本告示に規定する交付決定の通知を受けている者を除き、紀美野町結婚新生活支援補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 紀美野町結婚新生活支援補助金誓約書兼確認書（様式第2号）
- (2) 婚姻日を記載した戸籍謄本又は婚姻に係る受理証明書
- (3) 住所地を確認できる本人確認書類等の写し（転入者以外の者に限る。）
- (4) 世帯全員の申請日の属する年度又はその前年度の所得証明書

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、紀美野町結婚新生活支援補助金交付対象者認定通知書（様式第3号）又は紀美野町結婚新生活支援補助金交付対象者不認定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に対し、通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、補助金の対象となる経費について、紀美野町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 住民票の写し（前年度に本告示に規定する交付決定の通知を受けており、かつ、住所地に変更のない者を除く。）
- (2) 第3条第1項各号に掲げる経費を支払ったことが確認できる領収書等
- (3) 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該アからイまでに定める書類

ア 夫又は妻が第3条第1項第1号に規定する住宅について住宅手当等が支給されている場合住宅手当等の支給が確認できる書類

イ 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる場合地域優良賃貸住宅の支援に係る部分の確認ができる書類

- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときにあつては紀美野町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により、交付しないことを決定したときにあつては紀美野町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を請求しようとするときは、紀美野町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、紀美野町結婚新生活支援補助金取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還請求は、紀美野町結婚新生活支援補助金返還請求書（様式第10号）により行うものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。